

10/31(日)は衆議院議員総選挙の投票日です!

最高裁判所裁判官国民審査

投票できる方

選挙人名簿に登録されている方で、平成15年11月1日までに生まれた日本国民で、原則として令和3年7月18日以前から引き続き龍ヶ崎市に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

今回の選挙も
18歳から
投票できます!

投票日時 10月31日(日) 午前7時～午後7時

投票日当日に投票所に行くことができない場合は…

投票日に投票所に行くことができない方は、「期日前投票」「不在者投票」「郵便による不在者投票」などが利用できます。ぜひご活用ください!

期日前投票

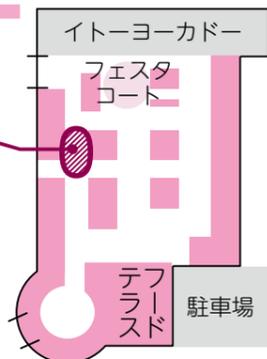
選挙期日に仕事や旅行・レジャー・冠婚葬祭などの一定の事由のため投票に行くことができないと見込まれる方は、次の期間に事前に投票することができます。

龍ヶ崎市役所1階ホール

10月20日(水)～30日(土)
午前8時30分～午後8時

サプラ1階「光のモール」付近

10月20日(水)～30日(土)
午前10時30分～午後7時



- * どちらの期日前投票所でも投票できます
- * 期日前投票の際は、あらかじめ入場券裏面の「宣誓書」に選挙当日に投票できない理由を記入し、ご署名の上お持ちください

不在者投票

指定を受けている病院や施設に入院・入所中の方や、長期出張中の方など、投票所や期日前投票所で投票できない方は、入院・入所している病院・施設や、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

また、不在者投票の際は、必要書類や投票用紙が郵送されるため、郵便物のやり取りに時間がかかります。お早めに手続きをお願いします。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある方・要介護者である方・戦傷病者手帳をお持ちの方で所定の要件を満たす方は、「郵便による不在者投票」制度を利用することができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

* 郵便による不在者投票の投票用紙の請求期限は、**10月27日(水・必着)**までです

特定患者等(新型コロナウイルス感染症患者など)の場合、郵便で投票できます

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受けている方などは、郵便で投票することができます。詳しくは、総務省HP(QRコードまたは https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html) などをご確認ください。



選挙公報

10月27日(水)に新聞折り込みで配布される予定です。また、期日前投票所・当日投票所・各コミュニティセンターでも配布します。新聞を購読していない方で、選挙公報のご自宅への郵送を希望する方は、選挙管理委員会までご連絡ください。



投票の仕方

投票の前にご確認ください!

- ハガキからご自分の入場券を切り離してご用意ください
- 感染症対策のため、えんぴつ・消しゴムなどをお持ちください
- 必ずマスク着用をお願いします
- 期日前投票の場合は、裏面の宣誓書に必要事項をご記入ください

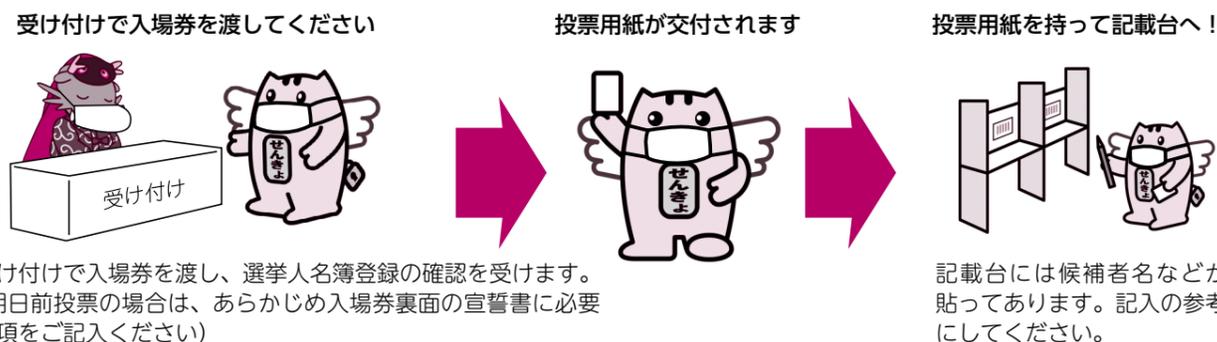


入場券のデザインが変わりました!



期日前投票宣誓書兼投票用紙請求書	
令和	年 月 日
住所	
氏名	
生年月日	明大昭平 年 月 日
期日前投票事由(該当する番号に○を付けてください)	
1 仕事・学業・冠婚葬祭など	4 交通至難
2 旅行・外出・市外滞在など	5 住所移転
3 病気・負傷・出産・身体障害など	6 天災・悪天候

入場券を持って投票に行こう!



※候補者の氏名など(今回は、3種類の選挙があります)

- 小選挙区：候補者の氏名を記載します
- 比例代表：政党の名称を記載します
- 国民審査：罷免を可とする裁判官の欄に「×」を付けます

もし入場券を忘れてしまったら…

- 当日→身分証などで本人確認をして、入場券を再発行して投票することができます。
- 期日前→身分証などで本人確認をして、選挙人名簿と対照して投票することができます。

問い合わせ

龍ヶ崎市選挙管理委員会 ☎ 0297-64-1111 (内線 495)

🌐 <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/shisei/senkyo/senkyokanriinkai/>

投票日当日のお問い合わせは ☎ 0297-64-1487

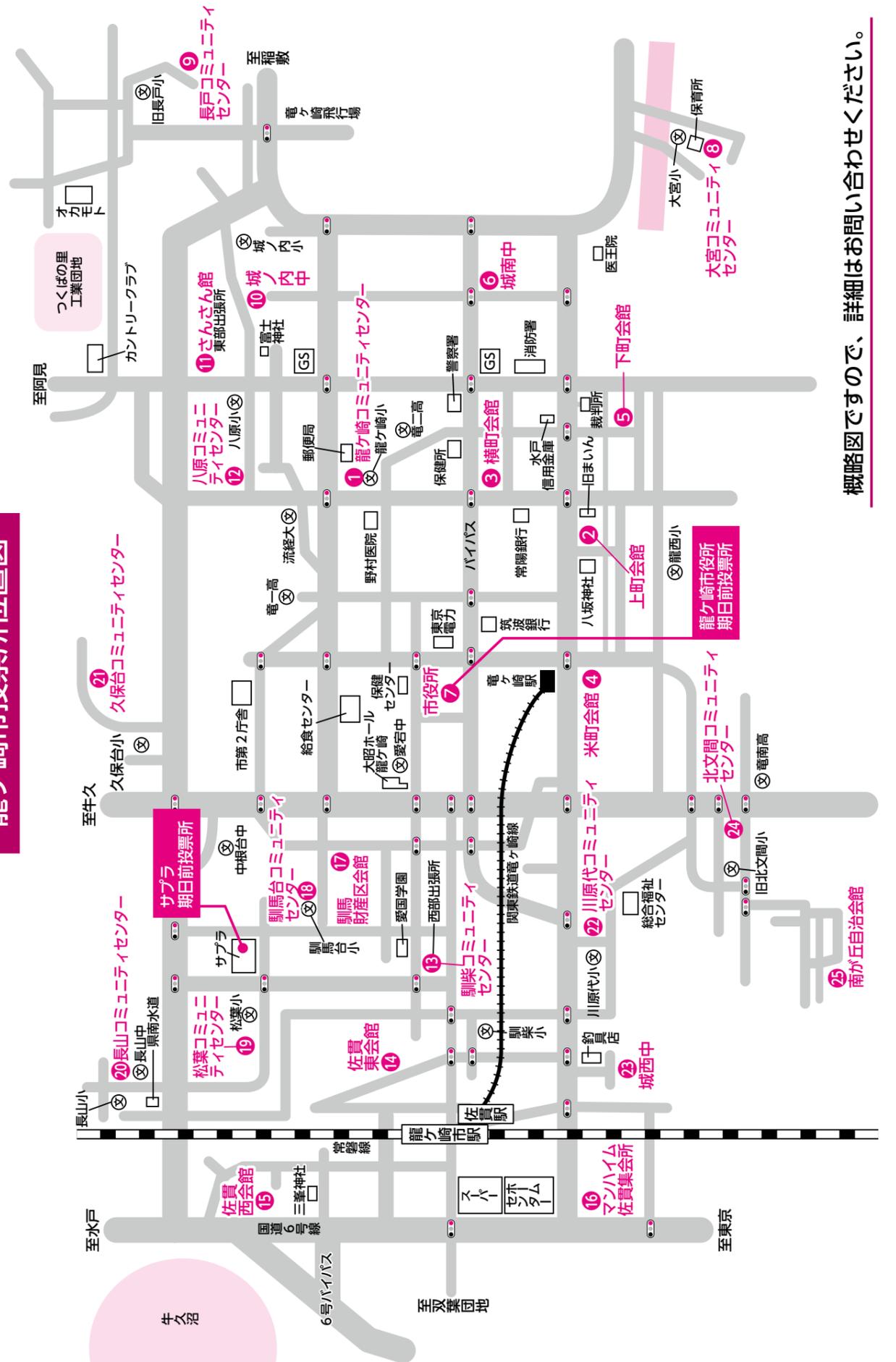


各投票区と投票所

図面番号	投票区	投票所	区域
1	龍ヶ崎第一投票区	龍ヶ崎コミュニティセンター	根町下区、城下区、愛戸区、出し山一区、出し山二区、野原区
2	龍ヶ崎第二投票区	上町会館	新町区、新町南区、上町上区、栄町区、高砂区、直鮒区
3	龍ヶ崎第三投票区	横町会館	上町中区、上町下区、上町東区、横町区、田町区
4	龍ヶ崎第四投票区	米町会館	米町東区、米町西区、米町南区、水門一区、水門二区、駒馬町上米区
5	龍ヶ崎第五投票区	下町会館	下町北区、下町南区、下町東第一区、下町東第二区
6	龍ヶ崎第六投票区	城南中学校体育館	砂町上区、砂町下区、戸張区、緑町区、上大徳新町区
7	龍ヶ崎第七投票区	龍ヶ崎市役所	根町北区、根町南区、富士見一区、富士見二区、駒馬町中曾根区
8	大宮投票区	大宮コミュニティセンター	上大徳区、深堀区、久夫区、梶内区、宮前区、宮渕上区、宮渕下区、関区、小関区、小山区、千秋区、北河原区、上佐沼区、下佐沼区
9	長戸投票区	長戸コミュニティセンター	長峰町区、半田町区、塗高区、下塗戸区、板橋町区、大塚町区、向陽台
10	龍ヶ岡第一投票区	城ノ内中学校体育館	上八代区、中八代区、下八代区、下羽原区、城ノ内三区、城ノ内四区、城ノ内五区、城ノ内六区、白羽一区、白羽二区
11	龍ヶ岡第二投票区	さんさん館	城ノ内一区、城ノ内二区、藤ヶ丘六区、藤ヶ丘七区、松ヶ丘一区、松ヶ丘二区、松ヶ丘三区、松ヶ丘四区、中里
12	龍ヶ岡第三投票区	八原コミュニティセンター	上羽原区、上貝原塚区(藤ヶ丘一丁目含む)、中貝原塚区、下貝原塚区、上泉区、下泉区、薄倉町区、女化町区、藤ヶ丘二区、藤ヶ丘三区、藤ヶ丘四丁目、藤ヶ丘五区
13	佐貫第一投票区	駒柴コミュニティセンター	南中島北一区、南中島南一区、南中島二区、川崎町区、昭和区、稲荷新田町区、佐貫二区、佐貫五区
14	佐貫第二投票区	佐貫東会館	佐貫一区、佐貫三区、佐貫四の一区、佐貫四の二区
15	佐貫第三投票区	佐貫西会館	庄兵衛新田町区、小通幸谷町一区(稗柄町のみ)、後佐貫区、佐貫浦区、中佐貫区、浅間ヶ浦区、前佐貫区、佐貫南区
16	佐貫第四投票区	マンハイム佐貫集会所	小通幸谷町一区(稗柄町を除く)、小通幸谷町二区、佐貫台区、立羽区
17	駒馬台第一投票区	駒馬財産区会館	水表区、上宿区、下宿区、横田区、駒馬町南区
18	駒馬台第二投票区	駒馬台コミュニティセンター	小柴、平台
19	北竜台第一投票区	松葉コミュニティセンター	若柴町一区、若柴町二区、若柴町三区、松葉
20	北竜台第二投票区	長山コミュニティセンター	長山前区、長山
21	北竜台第三投票区	久保台コミュニティセンター	別所町区、中根台、久保台
22	川原代第一投票区	川原代コミュニティセンター	姫宮区、知手区、芳黄区、中坪区、紅葉内区、道仙田区、砂波区、西道内区、入地町一区、紅葉内住宅区
23	川原代第二投票区	城西中学校武道館	小屋区、花丸区、中郷区
24	北文間第一投票区	北文間コミュニティセンター	長沖町区、豊田町区、長沖新田町区、高須町区、須藤堀町本田区、須藤堀町新田区
25	北文間第二投票区	南が丘自治会館	北方町区、羽黒町区、南が丘区

区域は旧行政区をもとに記載してあります。詳しくは後日郵送される入場券をご確認ください。

龍ヶ崎市投票所位置図



概略図ですので、詳細はお問い合わせください。

25 南が丘自治会館